

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、島根県南部のほぼ中央に位置し、北部は江津市・川本町・美郷町、西部は浜田市、南部は広島県安芸高田市・北広島町、東部は広島県三次市に隣接しており、町土の総面積は 419.2 k m²を有している。

地形は、中山間地に代表的な盆地の多い地形が多く、江の川及び出羽川流域に耕地が開けた東部の羽須美地域をはじめ比較的標高の低い地域もあるが、その耕地のほとんどが標高 100～600m の地域となっている。また、瑞穂地域と石見地域の南部から西部にかけては、中国山地の 1,000m 級の急峻な地形も分布している。そのため、森林・原野が総面積の約 87% を占めており、農地面積は全体の 5% ほどである。

気象は、日本海性気候に属し、かつ山地性の気候で夏に雨が多く、日中と夜間の温度差が大きくなっており、日本海性山間地特有の気候となっている。また、夏から秋にかけては台風の影響を受け、冬季は降雪のために降水量が増えるという特徴がある。

人口の減少及び高齢化が進んでおり、基幹産業である農業の担い手不足が問題となっている。そのため、特定農業法人の設立等により、農地の利用集積及び農作業の共同化等を図るとともに、高付加価値農産物の生産振興等、売れる農産物づくりを進めていく。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (H23 年)	2,543	9.5	4	0.1	21,661 (15)	80.9 (0.1)	330	1.2	14	0.1	2,211	8.2	26,763	100.0
目 標 (H33 年)	2,214	8.3	4	0.1	21,986 (337)	82.1 (1.5)	332	1.2	14	0.1	2,213	8.2	26,763	100.0
増 減	-329		0		325		2		0		2		0	

(注) () 内は混牧林地面積である。

資料：H21 島根県統計書、島根県森林資源関係資料、町税務課・町農林振興課資料から推計

イ 農用地区域の設定方針

(イ) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 2,543ha のうち、a～c に該当する農地 2,373ha について、農用地区域として設定する。

a 集団的に存在する農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

・集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が 0.5ha 以下の農用地
該当集落数 200 該当農用地面積 約 80ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域に設定する方針とした現況農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものを農用地区域に設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域に設定する方針とした現況農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの約 4ha を農用地区域として設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町は、中山間地域に位置しており、その地形的な条件から規模拡大が進み難く、兼業農家が大多数を占める状況にある。農用地区域内にある田は、各種補助事業によりほ場整備がほぼ完了している。しかし、高齢化による人口減少や離農による労働力の減少等、後継者の確保難に加え、近年鳥獣被害の増加もあり、条件の厳しい農地から遊休化し、荒廃が進む状況にある。

これまでも、こうした状況に対し町農業活性化支援センターを設立するなど、農地の有効利用に向けた支援体制の充実を図ってきた。さらに、認定農業者の育成・確保や集落営農の組織化・法人化を進めるなど、規模拡大志向の農家への農地の集積と有効利用に向けた対策を進めてきた。

しかしながら、今後も労働力の減少が予測される状況にあることから、土地の有効利用を図るためには、さらに支援体制の充実を図るとともに効果的な農地の利用集積を進めることが必要である。農地の利用集積に向けては、労働力の減少等により農地の遊休化が懸念されることから、農地利用集積円滑化団体による農地所有者代理事業等を活用していくとともに、集落営農組織等の担い手による農地の総合的かつ効率的な利用により、耕作放棄地の発生防止を図っていく。また、耕作放棄地全体調査を適正に実施し、耕作放棄地の実態を把握した結果、再生し利用すべき農地については、所有者や取組者の意向を確認しながら再生利用に向けて引き続き取り組んで行く。

これまでも農業者戸別所得補償制度や水田・畑作経営所得安定対策等、土地利用と担い手育成に関わる情勢が変化する中、今後も新たな制度への対応を見据えながら担い手を育

成・確保していくことが求められており、活性化支援センターや円滑化団体、農業委員会等の関係団体と連携を密にし、農地の利用集積と有効利用に取り組んで行く。

単位：ha

区分 地区名	農 地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
羽須美	436 (308)	331 (331)	-105 (23)	1	1	0	0	103	103	0	0	0	437	435	-2	0
瑞穂	918 (750)	785 (785)	-133 (35)	46	46	0	9	140	131	1	1	0	974	972	-2	0
石見	1,019 (913)	928 (928)	-91 (15)	43	43	0	6	94	88	4	4	0	1,072	1,069	-3	0
計	2,373 (1,971)	2,044 (2,044)	-329 (73)	90	90	0	15	337	322	5	5	0	2,483	2,476	-7	0

(注) () 内は、耕地面積（農地面積－耕作放棄地面積（現況はH22耕作放棄地全体調査から））である。

資料：平成22年農振管理状況調査、町税務課・町農林振興課資料から推計

イ 用途区分の構想

(ア) 羽須美地域

この地域は、江の川及び出羽川流域に耕地が開けており、出羽川及びその流域は比較的勾配も緩やかで、ほ場整備も進んでいる。北部及び南東部については、急峻な山間棚田であり、ほ場整備も進んでおらず農作業が困難な地域であるが、古くから野菜の生産団地であった。

今後も水稻を中心に施設野菜・高冷地野菜等を振興し、継続利用する。

(イ) 瑞穂地域

この地域は、本町の中央に位置し、農協本所・集出荷施設・道の駅等があり、農産物の加工・流通に利便の良い地域である。耕地は出羽川及びその流域、西部については八戸川及びその流域に開けており、整備可能なほ場の整備はほぼ完了している。

今後も水稻を中心に施設野菜・露地野菜等を振興し、継続利用する。

(ウ) 石見地域

この地域は、役場本庁・公立病院・高等学校等の主要な公的機関が集中しており、本町の中核を担う地域である。中部から東部にかけては於保知盆地、北部は平均標高 350 m の高原盆地に耕地が開けており、水田については、そのほとんどが 1 区画 20～30 a のほ場として整備されている。西部は大半が山地状の地域で、ほ場整備が困難な棚田等以外は整備が済んでいる。一部の台地は畑地となっている。

今後も水稻を中心に施設野菜・露地野菜等を振興し、継続利用する。

ウ 特別な用途区分の構想
該当なし

2 農用地利用計画
別記のとおり

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

ほ場整備率は95.0%、農道整備率では89.2%となっており、生産基盤の整備は比較的進んでいる。効率的な農地の管理を行うために、今後も農地整備等の推進が必要であり、ほ場整備が困難な地域では耐久性畦畔や耕作道路整備等、地域の実情に応じた条件整備の推進が必要であり、未整備地区については農道・用排水路の改良等可能な限り整備を行い、現況農用地についても客土・暗渠排水等の整備を考え、優良農地の保全と面的集積を行う。

また、地元の要望、熱意及び各種推進団体の意見等を踏まえながら、町全体のバランスを考慮し基盤整備事業の推進を図る。

ア 羽須美地域

ほ場整備が可能な箇所については、概ね区画整理が完了しているが、棚田が多いことから、ほ場整備が困難な地域では、耐久性畦畔や耕作道整備等、小規模な基盤整備を推進する。

イ 瑞穂地域

ほ場整備が可能な箇所については、区画整理がほぼ完了している。今後は農地の汎用化を図るための暗渠排水、農業の近代化及び流通の合理化のための農道の整備等を推進する。

ウ 石見地域

ほ場整備が可能な箇所については、区画整理が完了しているが、今後も暗渠排水や農道等、必要な基盤整備を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益面積		
農業用排水施設整備	(L=16.6km)	(全域)	ha	(附図2号)	県営中山間地域総合整備事業
	L=0.2km	羽須美 上田	46.5	(青色)	
	L=0.325km	下口羽		1	
	L=0.3km	上口羽		2	
	L=0.06m	戸河内		3	
	L=0.17km	阿須那		4	
	L=0.13km	宇都井		5	
	L=0.05km	雪田		6	
	L=1.0km	瑞穂 布施		7	
	L=0.266km	高原		8	
	L=1.11km	出羽		9	
	L=0.886km	田所		10	
	L=0.6km	市木		11	
	L=1.85km	石見 断魚		12	
	L=0.438km	井原東		13	
	L=0.43km	井原西		14	
	L=0.215km	井原南		15	
	L=2.933km	中野北		16	
	L=1.36km	茅場		17	
	L=0.23km	中野西		18	
				19	

ほ場整備	L=0.07km	矢上中央	30.4	20	(橙色)
	L=0.077km	御謝山		21	
	L=0.785km	大沢		22	
	L=0.138km	加茂山		23	
	L=0.945km	原山		24	
	L=0.225km	吉原		25	
	L=0.115km	春日		26	
	L=0.315km	山之内		27	
	L=0.54km	日和中央		28	
	L=0.83km	桜井		29	
	A=30.4ha	(全域)			
	A=0.4ha	羽須美 下口羽		1	
	A=1.8ha	阿須那		2	
	A=2.5ha	宇都井		3	
	A=1.0ha	瑞穂 布施		4	
	A=2.6ha	高原		5	
	A=6.3ha	出羽		6	
	A=1.4ha	田所		7	
	A=2.7ha	市木		8	
	A=2.6ha	石見 中野		9	
	A=5.9ha	矢上		10	
	A=0.3ha	日貫		11	
	A=2.9ha	日和		12	
客土	A=35.4ha	(全域)	35.4		(薄紫色)
	A=0.1ha	羽須美 上田		1	
	A=0.4ha	下口羽		2	
	A=1.0ha	戸河内		3	
	A=2.0ha	瑞穂 布施		4	
	A=1.3ha	高原		5	
	A=5.5ha	出羽		6	
	A=1.1ha	田所		7	
	A=0.2ha	市木		8	
	A=0.1ha	石見 断魚		9	
	A=1.6ha	井原西		10	
	A=1.1ha	井原南		11	
	A=1.0ha	中野北		12	
	A=0.5ha	中野西		13	
	A=6.8ha	茅場		14	
	A=0.1ha	矢上中央		15	
	A=3.0ha	御謝山		16	
	A=3.4ha	大沢		17	
	A=1.0ha	加茂山		18	
	A=3.9ha	原山		19	
	A=0.1ha	吉原		20	
	A=0.3ha	春日		21	
	A=0.7ha	山之内		22	
	A=0.3ha	日和中央		23	
	A=0.2ha	桜井		24	
暗きょ排水	A=25.0ha	(全域)	25.0		(薄緑)
	A=0.2ha	羽須美 上田		1	
	A=0.1ha	下口羽		2	
	A=0.3ha	戸河内		3	
	A=0.4ha	阿須那		4	
	A=1.5ha	瑞穂 布施		5	
	A=1.0ha	高原		6	
	A=6.0ha	出羽		7	
	A=1.0ha	田所		8	
	A=1.0ha	市木		9	
	A=0.4ha	石見 断魚		10	
	A=0.1ha	井原西		11	
	A=4.0ha	中野北		12	
	A=0.4ha	茅場		13	
	A=1.0ha	中野西		14	

ため池	A=0. 1ha	矢上中央	146. 3	15	
	A=0. 1ha	御謝山		16	
	A=2. 0ha	大沢		17	
	A=0. 2ha	加茂山		18	
	A=0. 7ha	原山		19	
	A=0. 1ha	吉原		20	
	A=0. 2ha	福原		21	
	A=0. 4ha	山之内		22	
	A=1. 0ha	日和東		23	
	A=0. 8ha	日和中央		24	
	A=2. 0ha	桜井		25	
	4箇所	(羽須美・石見)		(紺色)	
		羽須美 阿須那		1	
		石見 井原西		2	
農業集落道整備		中野北	-	3	(濃緑色)
		中野西		4	
	L=9. 1km	(瑞穂・石見)			
	L=5. 0km	瑞穂 和田		1	
	L=1. 0km	布施		2	
	L=0. 7km	石見 須摩谷		3	
	L=0. 4km	山根原上		4	
	L=0. 6km	鹿子原		5	
農業集落排水施設	L=0. 6km	山根谷	-	6	(濃紫色)
	L=0. 8km	井原西		7	
	L=2. 2km	(全域)			
	L=2. 2km	本町地区		1	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林総合整備計画や林業振興地域整備計画、その他の林業関係計画との整合性を保つとともに、生産基盤の確保に努め、森林施業等が円滑に推進できるよう留意する。

4 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本町では、森林と接する農地や傾斜地にある農地が多く、こうした農地の保全・利用に向けて、ため池等の用水の確保対策や棚田の保全対策を推進してきた。しかしながら、農業情勢及び農業環境が著しく変貌する中であって、労働力の減少や有害鳥獣による農作物被害も深刻化し、厳しい条件の農地から遊休化し、荒廃が進み耕作放棄地となっている状況がある。

こうした中、全ての農地を守る方針で保全整備を推進することは困難であり、集落営農が組織化された地区等、効率的土地利用の合意形成と耕作体制が整備された地区における生産振興策を図ることを目的として、集落ぐるみの有害鳥獣対策等、農地保全のための対策を推進していく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	受益面積		
農業用排水施設整備	(L=16.6km)	(全域)	ha	(附図2号)	県営中山間地域総合整備事業
	L=0.2km	羽須美 上田	46.5	(青色)	
	L=0.325km	下口羽		1	
	L=0.3km	上口羽		2	
	L=0.06m	戸河内		3	
	L=0.17km	阿須那		4	
	L=0.13km	宇都井		5	
	L=0.05km	雪田		6	
	L=1.0km	瑞穂 布施		7	
	L=0.266km	高原		8	
	L=1.11km	出羽		9	
	L=0.886km	田所		10	
	L=0.6km	市木		11	
	L=1.85km	石見 断魚		12	
	L=0.438km	井原東		13	
	L=0.43km	井原西		14	
	L=0.215km	井原南		15	
	L=2.933km	中野北		16	
	L=1.36km	茅場		17	
	L=0.23km	中野西		18	
	L=0.07km	矢上中央		19	
	L=0.077km	御謝山		20	
	L=0.785km	大沢		21	
	L=0.138km	加茂山		22	
	L=0.945km	原山		23	
	L=0.225km	吉原		24	
	L=0.115km	春日		25	
	L=0.315km	山之内		26	
	L=0.54km	日和中央		27	
	L=0.83km	桜井		28	
ほ場整備	A=30.4ha	(全域)	30.4	(橙色)	
	A=0.4ha	羽須美 下口羽		1	
	A=1.8ha	阿須那		2	
	A=2.5ha	宇都井		3	
	A=1.0ha	瑞穂 布施		4	
	A=2.6ha	高原		5	
	A=6.3ha	出羽		6	

客土	A=1.4ha	田所	35.4	7	(薄紫色)
	A=2.7ha	市木		8	
	A=2.6ha	石見 中野		9	
	A=5.9ha	矢上		10	
	A=0.3ha	日貫		11	
	A=2.9ha	日和		12	
	A=35.4ha	(全域)			
	A=0.1ha	羽須美 上田		1	
	A=0.4ha	下口羽		2	
	A=1.0ha	戸河内		3	
	A=2.0ha	瑞穂 布施		4	
	A=1.3ha	高原		5	
	A=5.5ha	出羽		6	
	A=1.1ha	田所		7	
	A=0.2ha	市木		8	
	A=0.1ha	石見 断魚		9	
	A=1.6ha	井原西		10	
	A=1.1ha	井原南		11	
	A=1.0ha	中野北		12	
	A=0.5ha	中野西		13	
	A=6.8ha	茅場		14	
	A=0.1ha	矢上中央		15	
	A=3.0ha	御謝山		16	
	A=3.4ha	大沢		17	
	A=1.0ha	加茂山		18	
	A=3.9ha	原山		19	
	A=0.1ha	吉原		20	
	A=0.3ha	春日		21	
	A=0.7ha	山之内		22	
	A=0.3ha	日和中央		23	
	A=0.2ha	桜井		24	
暗きょ排水	A=25.0ha	(全域)	25.0	(薄緑)	
	A=0.2ha	羽須美 上田		1	
	A=0.1ha	下口羽		2	
	A=0.3ha	戸河内		3	
	A=0.4ha	阿須那		4	
	A=1.5ha	瑞穂 布施		5	
	A=1.0ha	高原		6	
	A=6.0ha	出羽		7	
	A=1.0ha	田所		8	
	A=1.0ha	市木		9	
	A=0.4ha	石見 断魚		10	
	A=0.1ha	井原西		11	
	A=4.0ha	中野北		12	
	A=0.4ha	茅場		13	
	A=1.0ha	中野西		14	
	A=0.1ha	矢上中央		15	
	A=0.1ha	御謝山		16	
	A=2.0ha	大沢		17	
	A=0.2ha	加茂山		18	
	A=0.7ha	原山		19	
	A=0.1ha	吉原		20	
	A=0.2ha	福原		21	
	A=0.4ha	山之内		22	
	A=1.0ha	日和東		23	
	A=0.8ha	日和中央		24	
	A=2.0ha	桜井		25	
ため池	4箇所	(羽須美・石見)	146.3	(紺色)	
		羽須美 阿須那		1	
		石見 井原西		2	
		中野北		3	
農業集落道整備	L=9.1km	中野西	-	4	(濃緑色)
		(瑞穂・石見)			

農業集落排水施設	L=5.0km	瑞穂 和田		1	
	L=1.0km	布施		2	
	L=0.7km	石見 須摩谷		3	
	L=0.4km	山根原上		4	
	L=0.6km	鹿子原		5	
	L=0.6km	山根谷		6	
	L=0.8km	井原西		7	
	L=2.2km	(全域)	-	(濃紫色)	
	L=2.2km	本町地区		1	

3 農用地等の保全のための活動

町、農業委員会、農地利活用推進協議会及び鳥獣被害対策協議会等の連携を図り、農地の利用状況調査や耕作放棄地全体調査のための現地調査（農地パトロール）の適切な実施、調査結果に基づく指導等により、耕作放棄地の早期発見、解消及び利用を図る。

また、農地に隣接する里山の整備や集落による防護柵設置等の有害鳥獣対策の推進、中山間地域等直接支払交付金や農地・水保全管理支払交付金（農地・水・環境保全向上対策事業）の積極的な活用による農用地等の保全管理を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

近年、森林の持つ多面的・公益的機能の低下により、水田等への用水の供給が不十分であり、干ばつ等災害の発生が増加している。また、農地に隣接する里山を中心とした森林の荒廃が急激に進んでいることから、雑木や竹等が繁茂し、有害鳥獣の出没し易くなっていることに起因して農地が遊休化していることも多い。それらにより、耕作放棄地が増加しており、その対策として農地に隣接する里山への緩衝帯設置等、荒廃した森林の再生・整備を推進している。

また、森林の樹種転換等の再造林や枝打ち、除間伐等の保育管理による機能回復を早急に図る必要がある。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町及びその周辺市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業の主たる従事者が、地域における他産業従事者と同等の年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）で、そんな色ない水準の年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね400万円程度）を確保し得るものとする。これらの営農類型が、本町農業において奨励する効率的かつ安定的な農業経営となることを目指していく。

	営農類型	目標規模	作目構成	育成する戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個人 経営	水稻作 ＋ 大豆	〈作付規模等〉 水稻＝8ha 大豆＝3ha 作業受託＝4ha (水稻主要3作業) 〈経営面積〉11ha	水稻 大豆 作業受託	戸 2	ha 10.0
	水稻 ＋ 施設野菜	〈作付規模等〉 水稻＝6ha トマト＝10a ハウレンソウ＝10a 〈経営面積〉6.1ha	水稻 トマト ホウレンソウ	2	6.0
	露地野菜	〈作付規模等〉 広島菜＝1ha 高菜＝1ha 白ネギ＝1ha 〈経営面積〉1ha	広島菜 高菜 白ネギ	3	1.5
	露地野菜	〈作付規模等〉 ナス＝20a 白ネギ＝40a あすっこ＝8a 〈経営面積〉40a	ナス 白ネギ あすっこ	2	0.2
	肉用牛 ＋ 水稻作	〈作付規模等〉 肉用牛20頭 水稻＝4ha 作業受託＝3ha (水稻主要3作業) 〈経営面積〉4.0ha	肉用牛 水稻 作業受託	2	4.0
	水稻作 ＋ 花卉	〈作付規模等〉 水稻＝3ha 作業受託＝2ha トルコギキョウ＝10a ストック＝10a 〈経営面積〉3.1ha	水稻 作業受託 花卉	2	2.2
	施設野菜	〈作付規模等〉 ホウレンソウ＝30a×2 コマツナ＝30a 春菊＝30a 〈経営面積〉30a	ホウレンソウ コマツナ 春菊	3	0.3

法人・組織経営	水稻作 ＋ 大豆	〈作付規模等〉 水稻＝20ha 大豆＝7 ha 作業受託＝5 ha (水稻主要3作業) 〈経営面積〉27ha	水稻 大豆 作業受託	経営体 1	5. 0
	水稻 ＋ 飼料用稲	〈作付規模等〉 水稻＝20ha 飼料用イネ＝3 ha 〈経営面積〉23ha	水稻 飼料用イネ	2	18. 0

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

町農業活性化支援センターによる認定農業者の育成・確保、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにし、効率的な農業経営のための経営改善に資するよう指導を行う。

具体的には、多様な担い手の確保を進め、農地の出し手と受け手のあわせん希望情報の一元管理を早期に確立し、農地所有者代理事業等を活用し、効率的な農業経営を実現するための有効な利用集積を図っていく。

さらに、このような農地の利用集積による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大も促進することとし、農協等の関係機関との連携を密にして、農業経営基盤強化促進法等による利用権設定と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業者の規模拡大に資するよう努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者の育成対策

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業活性化支援センターや農業委員会等による掘り起こし、農地所有者代理事業等を活用した利用権設定による農地の利用集積を進め、認定農業者の育成・確保を強化していく。

(2) 農用地の集団化対策

農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握を図ることにより、農地所有者代理事業等を活用した利用権設定等を推進しながら両者を適切に結びつけ、面的に集団化・連担化した好条件で担い手へ農地が利用集積されるよう努める。また、水田農業等の土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営体への農地の利用集積が進んでいない全ての集落において、地域での話し合いと合意形成を促進し、集落営農の組織化及び農用地利用改善団体の設立を目指す。

(3) 農作業の共同化及び農業生産組織の活動促進対策

農地の一体的管理を行う主体として、中山間地域等直接支払制度における協定集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業団体又は特定農業法人の設立を推進する。利用権設定の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への発展母体として重要な位置づけを持ってお

り、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、木材等の林産物の供給だけではなく、水源のかん養や山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、住民生活と深く結びついてきた。近年、これらに加えて保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっている。

農地の効率的かつ総合的な利用の促進に不可欠な、水源かん養機能や山地災害防止機能等、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持・造成を進める。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町における重点的に振興すべき作目は、米、大豆、野菜（白ネギ・ナス・トマト・ピーマン・インゲン・スイートコーン・広島菜）、飼料作物、花卉であり、高品質化・高付加価値化に必要となる施設の整備を進めていく。農業近代化施設の整備に当たっては、米を中心とするものは集落を単位とし、その他の作目については広域的な生産組織を中心に整備を進める。

(1) 米

担い手や集落営農組織に農地が集積されることから、機械整備や労働力の効率的な配分を目指した作付け体系の推進に併せ、直播や疎植栽培等の確立による省力化や低コスト栽培体系の推進を図る。

また、緑肥をすき込み、化学肥料を使用しない、人と環境に配慮した安全・安心なエコロジー農産物「石見高原ハーブ米」の生産が、経費を抑えて農家の所得向上につながることから、ハーブ米の安定生産体系の確立を目指す。

(2) 大豆

土地利用型作物の振興として集落営農組織を中心に、地域に合った栽培体系の構築と販路開拓や加工品の開発の推進を図る。

(3) 野菜

地域間の標高差を利用したリレー出荷体制の確立により、安定出荷と消費者ニーズに即応した安全・安心な農産物の供給産地としての基盤を固める。

(4) 飼料作物

水田を活用した飼料用イネ等の飼料作物の生産拡大を進め、町やアグリサポートおーな、耕種農家、畜産農家等の関係者が連携を図りながら、家畜飼料としての需要と供給、循環型農業のシステム構築を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

現在、町農業研修を終了した者が、本格的な自立就農をするまでの準備段階として、実際に営農をしながら農地や施設、農機具等の準備をすることでスムーズに就農してもらうため、町がレンタルパイプハウスを設置し、すでに研修終了者に利用されている。

今後も町農業研修制度の実施に併せ、施設整備の充実を図り新規就農者の確保・定着に努めていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 新規就農者への支援

町外・県外への情報発信のため、都市部で開催される就農フェア等への参加や就農相談会を開催する。相談者に邑南町農業をPRし、農業研修制度への参加や定住を促し、農地の権利取得等についても支援していく。農協や県西部農林振興センター等と連携しながら、技術習得のための研修会開催や指導体制の確立等、就農しやすい環境を整備するとともに定住のために必要な支援を行う。

また、農業後継者対策として、町内在住者で農林業系の大学等に進学する学生への町奨学金制度を新たに創設し、すでに利用されている。

(2) 集落営農組織の育成と存続対策

町全体での農業に関する研修会や集落単位での座談会等を継続的に開催し、集落営農に対する農家の理解を求めていく。また組織の設立事務の支援をおこなうとともに、組織化に必要な機械整備等に対しても支援をおこなう。

一方、すでに設立されている法人組織が、継続的かつ安定的な営農を確保できるよう、後継者育成や非農家への協力も求め、農業生産だけではなく、集落のコミュニティ機能の維持も強化する。

(3) やる気のある農家への支援

経営規模の拡大や生産方式の合理化等を行い、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家に対しては、認定農業者への誘導をおこなう。また農作業の受託を行う者については、今後、地域における農業生産の担い手として一層重要な役割を担うことが見込まれることから必要な支援をおこなう。

(4) 企業参入への支援

農外企業を含めた参入企業が、地域農業の中核として継続的かつ安定的な農業経営が展開できるように、営農計画の検討・作成、参入後の技術指導等を積極的に支援していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

1 農業者の安定的な就業の促進の目標

第二種兼業農家のほとんどが建設業や製造業等の恒常的勤務に就いており、今後もその状況は変わらないと考えられる。しかし、一時的な土木作業への従事等、不安定兼業農家の就業先は確保されていないこともあり、企業誘致の推進、進出企業等による就業機会の拡大を図っていく必要がある。

単位：人

区 分		従 業 地								
I	II	市町村内			市町村外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	農業	163	87	250	0	0	0	163	87	250
	林業	6	0	6	0	0	0	6	0	6
	漁業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	鉱業	5	2	7	0	0	0	5	2	7
	建設業	301	29	330	10	0	10	311	29	340
	製造業	185	130	315	23	0	23	208	130	338
	電気・ガス・水道業	7	2	9	0	0	0	7	2	9
	情報通信業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	運輸業	64	13	77	8	0	8	72	13	85
	卸売・小売業	153	201	354	0	0	0	153	201	354
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	13	14	27	3	3	6	16	17	33
	飲食店・宿泊業	15	29	44	2	0	2	17	29	46
	医療・福祉	113	420	533	5	24	29	118	444	562
	教育・学習支援業	43	67	110	38	35	73	81	102	183
	複合サービス業	90	28	118	7	3	10	97	31	128
	サービス業	104	105	209	17	2	19	121	107	228
	公務	109	43	152	8	2	10	117	45	162
	その他	5	3	8	1	0	1	6	3	9
	計	1,380	1,173	2,553	122	69	191	1,502	1,242	2,744
自営兼業	農業	326	284	610	0	0	0	326	284	610
	林業	3	0	3	0	0	0	3	0	3
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	38	25	63	0	0	0	38	25	63
	製造業	16	2	18	0	0	0	16	2	18
	電気・ガス・水道業	3	0	3	0	0	0	3	0	3
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	運輸業	8	3	11	0	0	0	8	3	11
	卸売・小売業	40	20	60	0	0	0	40	20	60
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲食店・宿泊業	9	16	25	0	0	0	9	16	25
	医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合サービス業	14	9	23	0	0	0	14	9	23
	サービス業	18	14	32	0	0	0	18	14	32
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2	3	5	0	0	0	2	3	5
計		477	376	853	0	0	0	477	376	853
出稼ぎ	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	0	0	0	5	0	5	5	0	5
	製造業	0	0	0	13	0	13	13	0	13
	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業	0	0	0	5	0	5	5	0	5
	卸売・小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲食店・宿泊業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合サービス業	0	0	0	7	0	7	7	0	7
	サービス業	0	0	0	8	0	8	8	0	8
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	39	0	39	39	0	39
日雇・ 臨時雇	農業	64	41	105	0	0	0	64	41	105
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	35	18	53	0	0	0	35	18	53
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	運輸業	3	0	3	0	0	0	3	0	3
	卸売・小売業	2	6	8	0	0	0	2	6	8
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲食店・宿泊業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	医療・福祉	17	40	57	0	0	0	17	40	57
	教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合サービス業	18	6	24	0	0	0	18	6	24
	サービス業	0	3	3	0	0	0	0	3	3
	公務	3	0	3	0	0	0	3	0	3
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		143	114	257	0	0	0	143	114	257
総 計		2,000	1,663	3,663	161	69	230	2,161	1,732	3,893

(注) H17 国勢調査から推計

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

- (1) 若年労働者が不足している企業もあり、高齢者の雇用の確保とともに若者に魅力のある職場づくりが求められており、認定農業者等の専門的な農家の育成とともに、兼業的な農業従事者の就労の場を確保・拡大する必要がある。

また、専門的な農家の労働力需要が、農業についての知識や技術をもつ人材の雇用の場として活かしていけるよう、その実現に向けて検討していく。

- (2) 団塊の世代を集落営農組織のオペレーター等として活用するための人材指導の継続支援を検討するなど、団塊の世代がUターン等により農村に戻った後、農業に従事できる環境の整備に向けた検討を推進する。

- (3) 県西部農林振興センター・公共職業安定所・進出企業及び町内企業等との連携を図り、農業従事者の雇用及び所得の安定対策を推進する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

近年、生活様式の変化により、生活排水による公共用水域の水質悪化が進行してきたこともあり、下水処理施設については、既存の公共下水道や農業集落排水への加入を促進する。計画区域外の地域は、合併浄化槽の整備を進め、全体の普及率を向上させて生活排水対策を行い、河川浄化・生活環境の保全につなげていく。

水道施設については、良質な飲料水の安定供給のため、施設機能の修復または機能を強化し、併せて給水区域内の未加入世帯の加入促進を図る。簡易水道が未整備な地域においては、井戸等による飲料水の安定確保に取り組む。

また、河川改修を促進するとともに、河川美化活動を推進するための河川愛護団体の育成を促進していく。

さらに安全・安心な生活環境の確保ため、消防防災対策として、広域消防無線のデジタル化や広域消防施設等の整備を図っていく。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図

別添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 農業生産基盤及び農用地等保全整備計画図（附図2号）

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別記のとおり

イ 現況森林・原野等に係る農用地区域

本地域内なし

（2）用途区分

別記のとおり